

# デジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業委託業務仕様書

## 1 事業目的

愛媛県では、サイクリングを活用した地域振興を図るため、全国に先駆けて健康・生きがい・友情を育む自転車新文化を提唱し、しまなみ海道を舞台とした国際サイクリング大会の開催や愛媛マルゴト自転車道の整備、サイクルオアシスの設置など受入環境の充実のほか、シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用等に取り組むなど、全方位でサイクリングブランド化に注力してきた。さらに、しまなみ海道が国の「ナショナルサイクルルート」に指定されるなど、グローバルブランドとして地位を高める中で、令和2年度には、「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」を策定し、更なる誘客促進による地域振興を図ることとしている。

そのような中、愛媛県自転車新文化推進協会では、本県への誘客の核となるしまなみ海道を中心とした更なる認知拡大と興味関心の深化を図りつつ、高まった関心を実際の本県への来訪につなげるため、予算の範囲内で最大限効果的かつ効率的な広告配信を行うとともに、戦略的にデジタル及びSNSを活用した誘客促進プロモーションを実施する。

さらに、実際にしまなみ海道の愛媛県側の魅力及び県内のサイクリングルートのプロモーションを実施し、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことで、セグメンテーションとターゲティングの最適化及びインサイトの探求を深め、PDCA サイクルを循環させるデジタルプロモーションを展開し、実需の創出を狙うことを目的とする。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務

受託者は、愛媛県及び愛媛県自転車新文化推進協会における自転車施策の取組みや、過年度に実施した愛媛県デジタルマーケティング各施策の成果を踏まえ、国内外における本県の認知度等の現況を十分に理解した上、本業務の実施を通じて効果的かつ効率的に本県の魅力を訴求し、実際の誘客に繋がるよう、以下の業務を円滑に実施すること。

また、国内外から本県へのサイクリングを軸とした旅行需要を喚起し、関心を深め、最終的には実際に来訪する旅行者数の増加につなげることを目的として、「CYCLING EHIME」のドメインを使用しているサイトの運営管理及び当協会が実施している事業の広告配信を行い、最大限の効果を創出すること。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に協会と協議の上、別途委託契約書に定める「事業計画書」として決定するものとする。

また、本業務は、別記 1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

### <業務詳細>

#### (1) ブランドディレクション業務

- ・本県のキラーコンテンツであるしまなみ海道をフックとした県内への誘客効果の波及を意識した上で、各種業務をディレクションすること。
- ・過年度事業の成果と課題を踏まえつつ、本県の地域資源全体を見渡して特性を理解した上で、各種業務をディレクションする。
- ・全体の作業スケジュールの素案を示すこと。

#### (2) サイクリングウェブサイト構築等業務

## ① 基本的な業務内容

- ・令和元年度に制作したサイクリングブランドサイト「CYCLING EHIME」について、人々のサイクリングを軸とした本県への旅行需要を喚起し、さらに独自性のあるブランドポジションに発展させるため、しまなみ海道を中心とした県内への誘客効果の波及を主眼に置いた上で、サイトのタイトルやコンテンツ、情報設計について再点検をし、サイト改修等を行う。
- ・サイト内の既存記事及びコンテンツ等の内容を確認し、最新情報への更新を行う。
- ・本県への誘客の核となるしまなみ海道及び県内サイクリングルートPR、アクティビティ、交通情報等を網羅したページを制作するなど、しまなみ海道をフックとした県内への誘客を強く意識したウェブサイトの機能充実、再構築を行う。
- ・既存の関連サイクリングブランドサイト（下記サイト一覧①～④参照）との導線に留意し、コンテンツや情報設計をユーザー目線で再整理したウェブサイトを構築することで、より多くの人々の来訪意欲を喚起し、独自性あるブランドポジションへと発展させる。

### 【サイト一覧】

- ① 愛媛マルゴト自転車道 <https://ehime-cycling.jp/>
- ② サイクリングしまなみ <http://cycling-shimanami.jp/>
- ③ 四国一周サイクリング <https://cycling-island-shikoku.com/>
- ④ E-BIKE アクション <https://e-bike-action.com>

（参考）ノッてる！えひめ <https://www.notteru-ehime.jp/>（県内向け普及・拡大）

- ・多言語化を行うこととし、日本語、英語、繁体字中国語を基本とすること。
  - ・「CYCLING EHIME」と同じドメインを使用している「グレーターしまなみ・えひめ」(<https://gse.cycling-ehime.com/>)についても同様に運営及び保守管理を行う。
  - ・委託業務の受託から完了までの運営管理、運用保守を行う。
- ※年度当初から年度末までの期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

## ② 制作内容

### （ア）デザイン・情報設計

- ・デザイン及びSEOの評価（しまなみサイクリング等の本県サイクリング関連キーワード）等について向上に努め、常にユーザー目線の設計を行うこと。デザインについては、「CYCLING EHIME」サイトのトーン&マナーを発展的に継承しつつ、単なる観光情報案内ではなく、旅行者の愛媛県に対する印象について、他のディステーションとの差別化を図り、感情に訴えかける内容・デザインとすること。
- ・ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、ウェブサイト訪問者が関連サイト内を含めて回遊するような意図をもって、グローバルナビゲーション機能等を高め、ユーザー目線の優先順位で導線構造設計を行うこと。

### （イ）サイクリングを核としたアクティビティコンテンツの更新

- ・SHIMANAMI CYCLING (<https://cycling-ehime.com/shimanami-kaido/things-to-do/>)内に掲載しているサイクリングを核としたアクティビティコンテンツページについて、近年の人気トレンドなどを鑑みて随時掲載内容の更新を行うこと。なお、更新にあたっては、協会と協議の上、決定すること。
- ・その他、アクティビティコンテンツページについて、変更がある場合は随時更新を行うこと。

### （ウ）各種タグの取得

- ・ウェブサイトの状況について、Google タグマネージャ及びGoogle アナリティクス

等により、アクセス解析を行い、目的の達成度合いを効果検証すること。

- Cookie 等の同意取得方法については、アクセス元地域に応じて制御できる仕組みを構築すること。具体的には、日本国内からのアクセスについては国内法令に準拠し、国外（特に EU 域内）からのアクセスについては、General Data Protection Regulation をはじめとする関連法令に適合する同意取得を行うこと。

#### (エ) コーディング・システム実装

- ウェブサイトを構成する製品や技術は、W3C (World Wide WEB Consortium) が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X 8341-3:2016 及び別紙「アクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。
- 画面操作時においては、利用者にストレスを与えない応答時間を確保すること。
- サイト内検索機能を有すること。
- ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- その他にターゲット目線で実装すべきシステム等があれば、提案すること。

#### (オ) サーバー・ドメイン取得

- 契約期間中において、ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。
- 保守管理業務の引継等が発生する場合、事業開始日より速やかに作業を行うこと。
- 保守管理等の引継等費用がかかる場合、当初委託金額の中から支出すること。
- 定期的（最低月 1 回）な自動及び手動バックアップを行える体制を整備すること。
- 障害が発生した場合に速やかにシステムを復旧でき、復旧するまでは一連の技術サポート（代替サーバの手配やバックアップを用いたデータ環境の復旧など）を提供できる体制を整備すること。
- サーバは、外部のデータセンター（日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に、ISO27001 又は同等の認証を取得していること。）に設置されたセキュリティの高いサーバを受託者が用意する。当該サーバは、インターネットと常時接続していること。
- ドメインは、協会の所有とし、既存のものを継続利用すること。
- サーバ又はサーバとしての利用領域を第三者の利用領域と物理的又は論理的に分離すること。
- サーバ・システムの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視を常時実施できる体制を整備すること。
- 以下のセキュリティ要件を満たしていること。
  - ※ 受託中に知り得た個人情報や機密情報は適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了した後においても同様とする。
  - ※ 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OS の脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
  - ※ セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに協会に報告し、対策を講じること。
- ウイルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- サーバ上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。
- サーバ提供事業者、愛媛県等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認す

ること。

- ・ウェブサーバに対するコンテンツ更新元の端末機、及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。

#### (カ) 動作確認

- ・スマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を、各ターゲット市場における標準的な通信環境に十分配慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ・動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行なえるよう環境を整備すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。
- ・PCの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ・OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

#### (キ) その他

- ・作業工程ごとに協会の確認を受けながら作業を進めること。
- ・現在、関連サイトに掲載されている写真等を活用する必要がある場合は、協会と協議の上、既存データ等を取得することを認めることとするが、受託者はこれら素材の内容を精査し、必要に応じて本業務内でより訴求力のあるものを用意すること。
- ・記事等の校正について、原則として受託者の責任校正とする。

### (3) 広告配信業務

#### ① 基本的な業務内容

- ・各事業ホームページへの誘引や各事業で設定した成果目標の達成に向けた広告配信を行うこと。なお、本業務の対象事業と広告配信の目的、想定するターゲットの属性情報は以下のとおり。

事業名	広告配信の目的	ターゲット属性
本事業	本県のしまなみ海道エリア以外のサイクリングコースへの興味関心喚起	国内外※のサイクリスト
自転車新文化普及事業	各種イベント募集告知及びイベント周知広報	愛媛県民
四国一周サイクリング促進事業	四国一周サイクリングへのエントリー獲得	国内外※のサイクリスト

※国外は、米・豪・台湾を想定している。

#### ② 広告配信計画の策定

- ・本業務の目標数値については以下を下限とする。

##### 【本事業】

- ・各LPにおけるエンゲージメントのあったセッション数の合計値：30,000

※LPは以下のページを想定しているが、その他にも適当なページがあれば提

案すること。

- ・日本三大カルストの1つ！天空の台地「四国カルスト」を走破  
([https://cycling-ehime.com/themes\\_route/shikokukarst/](https://cycling-ehime.com/themes_route/shikokukarst/))
- ・春にだけ見られる天女の羽衣を探しに。ゆめしま海道桜サイクリング  
([https://cycling-ehime.com/themes\\_route/yumeshimakaido/](https://cycling-ehime.com/themes_route/yumeshimakaido/))
- ・伊予灘の潮風とともに四国最西端へ向かう絶景サイクリング  
([https://cycling-ehime.com/themes\\_route/iyonada/](https://cycling-ehime.com/themes_route/iyonada/))

#### 【自転車新文化普及事業】

- ・イベント申込用 LINE 公式アカウント「ひめクル」の新規友だち追加数：30
- ・「愛媛サイクリングの日」イベント専用ウェブページにおけるエンゲージメントのあったセッション数：5,000
- ※専用ウェブページは本事業外にて別途協会が用意

#### 【四国一周サイクリング推進事業】

- ・四国一周サイクリングエントリー完了数：50
- ・本業務のターゲットに合致した媒体選定、配信手法、配信スケジュールを整理した広告配信計画を策定すること

#### ③ 広告クリエイティブの制作・入稿

- ・各媒体の推奨サイズ及び仕様に適合したバナー画像若しくは動画を制作すること。
- ・効果検証 (A/B テスト) を行うため、訴求軸の異なるクリエイティブ (画像・キャッチコピーの組み合わせ) を複数パターン制作すること。
- ・制作に必要な素材は、原則として受託者が用意し、著作権や肖像権等の権利処理も受託者の責任を持って行うこと。
- ・制作したクリエイティブ案は、広告配信前に協会へ提出のうえ承認を得ること (修正指示には柔軟に応じること)。
- ・制作したクリエイティブおよび広告文 (タイトル、説明文)、リンク先 URL 等を、各広告配信管理画面へ正確に入稿・設定すること。媒体社の審査落ち等が発生しないよう事前に確認を行い、審査落ちした場合は速やかに修正対応を行うこと。

#### ④ 広告配信の運用・管理

- ・配信期間中の効果測定と、それに基づく入札単価やターゲットの調整を行うこと。
- ・広告クリエイティブ毎の配信結果を分析し、反応の良いキャッチコピーやデザインの傾向を特定するとともに、成果の低いクリエイティブについては配信の停止または要素の組み換えを行うこと。

#### ⑤ 広告配信結果の報告書作成

- ・広告配信期間中において、途中経過の状況 (媒体毎基本指標の集計、クリエイティブ別の反応比較、改善案等) をまとめた簡易な報告書を提出すること。なお、報告の頻度及び実施時期については配信期間や運用状況を考慮し、別途定めるものとする。
- ・全配信期間終了後、最終的な広告配信結果を分析・整理した報告書を提出すること。

### (4) 効果測定及び報告業務

- ・効果検証スキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、協会と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・協会が本業務の執行状況をリアルタイムで確認できるよう、必要に応じて過年度に整備したデータスタジオについても、改修を行うこと。
- ・クリエイティブ・メディアプランを評価する視点で、広告配信状況やウェブサイトのアクセス分析を行うこと。

- ・分析結果、結果報告及び効果向上提案等は月次レポートを作成し、提出すること。
- ・本業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）や動画等からのサイト誘導状況等を分析しながら、事業の中間状況に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を協会と協議の上、実施すること。
- ・各業務完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。
- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応する。
- ・発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行う。

#### 4 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協会と協議を重ねながら、適正に履行すること。特に、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作等、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。電動アシスト自転車（E-BIKE等）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用する等、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。また、交通法規に関わる内容（例：制作する素材の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- ・各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て協会に移転すること。
- ・受託者は、協会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・協会は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・本業務に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含む。
- ・見積書や請求書において、「ウェブサイト構築費」「広告配信費」「分析レポート費」等を別立てで計上し、積算すること。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協会が承諾した場合はこの限りでない。

#### 5 成果品

##### (1) 提出物

- ・分析結果報告書 データ

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体1部及びデータ

**(2) 提出場所**

愛媛県自転車新文化推進協会事務局  
(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課)

**(3) 提出期限**

令和9年3月31日

**6 提出書類**

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

**(1) 契約締結時に速やかに提出するもの**

- ・事業計画書
- ・その他協会が業務確認に必要と認める書類

**(2) 各業務完了後に速やかに提出するもの**

- ・分析結果報告書、ブランドリフト等調査結果

**(3) 業務完了後に速やかに提出するもの**

- ・完了届
- ・その他協会が業務確認に必要と認める書類

**7 その他**

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは協会と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。